

平成 22 年度「知的財産法制度改正の動向と日本企業の対応策」に関する
業務委託先の公募について

平成 22 年 7 月 5 日
日本機械輸出組合
通商・投資グループ

1. 業務委託目的

当組合知的財産権問題専門委員会では、知的財産権侵害への対策を講じるため、米、欧、アジア及び我が国の知的財産権を巡る諸問題について分析し、問題解決に向けて我が国機械機器業界の対応策、国際的な調整・協力方策について検討を行っている。

近年、日本企業が海外において模倣品・海賊版の深刻な被害(年間被害額 1 億円以上の企業が 20%以上)を受けていることから、その解決方策として知的財産権の執行に係る高いレベルでの国際的なスタンダードを形成するため、我が国より提唱した模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)が本年度中の妥結も期待されている。その対応として我が国政府は、ACTA が発効することを想定し国内法の整備のための検討を開始するものと思われる。特に ACTA に規定されているインターネット上の侵害対策措置として検討されている著作権法および不正競争防止法改正については、電気・電子機器メーカー等の機械機器業界にとって重要であることから、その法制度改正の動向を検討するとともに、我が国機械機器業界の対応について専門的助言を行い、調査研究論文を作成する。

また、その他にも日本企業の国際競争力強化に向けての法制度整備が予定されていることから、改正の動向を検討し、必要な場合には調査研究テーマに含める。

2. 調査研究項目及び同調査研究に関連する委員会の検討課題

(1) 調査研究項目

- ① ACTA の法的枠組みと各規定について
- ② 我が国及び欧米諸国の ACTA 実施に伴う法制度改正の動向について
- ③ インターネット上の侵害対策措置としての我が国の著作権法および不正競争防止法改正の方向性について
- ④ その他法制度改正の動向について

(2) 同調査研究に関連する委員会の主な検討課題

- ① 知的財産権問題専門委員会への出席し、委員会同委員会における運営・審議に対する専門的助言を供与する。
- ② 同調査研究に関連する委員会の主な検討課題
 - 1) 知的財産推進計画 2010 について
 - 2) 模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の推進について

- 3)特許法の改正について
- 4)商標法の改正について
- 5)その他委員会での検討事項

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために専門的知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致していること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 105 万円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から平成 23 年 2 月
- ・ 提出物 : 報告書1部、関係資料1部(基本的に電子データで提供)

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 産業財産権のみならず、著作権法、不正競争防止法等知的財産全般にわたる専門知識と研究実績を有すること。
- ・ 海外(米欧、アジア諸国)の知的財産法に精通していること。
- ・ 政府審議会等で学識経験者として委員長及び委員等を勤めた経験があること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 22 年 7 月 5 日～7 月 15 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに Eメール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 22 年 7 月 21 日(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:通商・投資グループ 江川育美

Eメール:egawa@jmcti.or.jp / TEL:03-3431-9348 / FAX:03-3436-6455

以上